

供給約款

【低圧】

2025年 1 1月 1日 実施

株式会社 CWS

I 総 則

1 適 用

- (1) 株式会社 CWS（以下「CWS」といいます。）が、一般の需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款【低圧】（以下「約款」といいます。）によります。
- (2) 約款は、市民生活協同組合ならコープ（以下「生協」と呼びます）の定款第6条にもとづく組合員に適用します。ただし、一般送配電事業者の供給エリア外に住居する組合員は除きます。

2 約款の変更

- (1) 一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令の改正によりこの約款の変更の必要が生じた場合、その他CWSが必要と判断した場合には、CWSは、この約款を変更することがあります。この場合には、約款に定める供給条件は、変更後の約款によります。
- (2) CWSは、この約款を変更する場合、その効力発生時期を定め、あらかじめ組合員に約款を変更する旨および変更後の約款の内容並びに変更の効力発生時期をホームページに掲示する方法またはその他CWSが適当と判断した方法により公表いたします。
- (3) この約款を変更する場合において、（4）に定める場合を除き、電気事業法第2条の13にもとづく供給条件の説明および書面の交付については、ホームページに掲示する方法またはその他CWSが適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14にもとづく書面の交付については、ホームページに掲示する方法またはその他生協が適当と判断した方法により行い、CWSの名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。
- (4) この約款について、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13にもとづく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14にもとづく書面の交付については、これを行わないものといたします。
- (5) CWSは、一般送配電事業者の託送料金の改定、電源調達費用の変動その他の理由により料金の改定が必要となる場合は、需給契約の期間内であっても、次の手順に従い、需給契約における新たな最低料金や電力量料金の単価を定めることができます。

イ CWSは、事前に新たな単価およびその適用開始日（以下「本適用開始日」といいます。）をホームページに掲示する方法またはその他生協が適当と判断した方法により組合員に通知いたします。

ロ 組合員は、新たな単価を承諾しない場合は、本適用開始日の10日前までに、CWSまたは生協に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。この場合には、需給契約はこの約款の各規定にかかわらず、本適用開始日の前日をもって終了するものといたします。

ハ ロに定める期限までに、組合員より廃止の通知がない場合は、組合員は新たな単価を承諾したものとみなし、本適用開始日の直後の検針日（記録型計量器（スマートメーター）が設置されている場合は、計量日（一般送配電事業者が電力量を計量する日として、組合員が居住

する地域ごとに定めた毎月固定の日をいいます。以下同じ。)をいいます。)より新たな単価を適用いたします。

3 定 義

次の言葉は、約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電 灯

LED、白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(5) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、組合員において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(7) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(8) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(10) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(11) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌

年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(12) 一般送配電事業者

自らが維持・運用する送配電設備により、その供給区域において託送供給・発電量調整供給を行う事業者をいいます。CWS が供給を受ける一般送配電事業者は、「関西電力送配電株式会社」です。

(13) 託送供給約款

一般送配電事業者が電気事業法第18条に従い定める託送供給等約款をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。

4 単位および端数処理

約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等を加算して申し受ける場合には、消費税等が課される金額および消費税等の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

5 約款に定めのない特別な事項

約款に定めのない特別な事項は、そのつど生協組合員と CWS との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

組合員が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款および託送供給等約款における組合員（需要者）に関する事項を承認し、また、電気の需給に必要な組合員の情報を当CWS、一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関、需要抑制契約者および小売電気事業者との間で共同利用することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、生協所定の様式によって申込みをしていただきます。なお、CWSが適当と判断した場合は、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法その他必要な項目

7 需給契約の成立

需給契約は、約款6（需給契約の申込み）所定の申込みを CWS が承諾したときに成立するものとします。

8 需給契約の単位

- (1) CWS は、1 需要場所について1 需給契約を結びます。
- (2) 需要場所については、供給地点特定番号で定められた場所とします。

9 供給の開始

- (1) CWS は、CWS が生協組合員の需給契約の申込みを承諾し、かつ、一般送配電事業者所定の手続きを完了したときには、一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) CWS は、一般送配電事業者の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためて一般送配電事業者と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。
- (3) 組合員には、電気供給の実施にともない、一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

10 承諾できない場合

CWSは、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の小売電気事業者の需給契約の料金および生協が提供する商品およびサービスの料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

Ⅲ 契約種別および料金

11 契約種別

- (1) 契約種別は、次のとおりといたします。

契約種別	ならコープでんき（通常プラン）
	ならコープでんき（オール電化プラン）

12 料金等

- (1) 料金に関する詳細事項は、11 契約種別 に示した契約毎に、電気料金要綱にて別に定めます。
- (2) 電気料金要綱では、実施時期、定義、適用条件、契約容量等の変更、日割計算、電気料金要綱の変更および終了等を定めます。

IV 料金の算定および支払い

13 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合および生協組合員の責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、需給開始の日から適用いたします。

14 検針日

検針は各月ごとに、一般送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて一般送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定められます。）に原則として実施されます。なお、託送供給等約款に従い一般送配電事業者により実際に検針が行われた日または検針を行ったものとされる日を検針日といたします。

15 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

16 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は各月ごとに一般送配電事業者から CWS に通知（需給契約が終了した場合は、原則として終了日における一般送配電事業者から CWS への通知）があった後、検針日の属する月の翌月にお知らせいたします。

- (1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別紙3（使用電力量の協定）を基準として、一般送配電事業者と CWS との協議によって定めます。

17 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、検針期間で算定いたします。

イ 電気の供給を開始、または需給契約が終了した場合

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 約款15（料金の算定期間）に定める検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

- (3) (1) イ、ロ、ハの場合は、料金の算定を日割計算いたします。ただし、燃料費調整額および再

生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

(4) 日割計算日数は、休止、停止、需給契約の終了の場合、直前の検針日を起算日として休止、停止、需給契約の終了検針日の前日までの日数といたします。再開時の日割計算日数は、再開日を起算日とし次の検針日の前日までの日数といたします。

(5) 電気料金の日割り計算を行うにあたっては、CWS が別途定める契約種別毎の電気料金要綱によるものとします。

18 料金の支払義務および支払期日

(1) 生協組合員は、料金（消費税を含む。以下同じ）を支払期日までに支払っていただきます。

(2) 生協組合員の料金の支払義務が発生する日は、検針日といたします。ただし、約款 16（使用電力量の計量）（2）の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日とします。

また、需給契約が終了した場合は、終了日の前日といたします。

(3) 支払期日は、検針日の属する月の翌々月 5 日にお支払いいただきます。支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日をその翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 前項にもかかわらず引き落とし不能となった場合は、前項で定める支払期日が属する月の 19 日に再引き落としを行います。19 日が日曜日または休日に該当する場合は、支払期日をその翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

19 料金その他の支払方法

(1) 料金の支払いは、生協組合員の選択に従い、次のいずれかの方法によります。ただし、工事費負担金その他についてはそのつど、CWS が指定した支払方法で支払っていただきます。

イ 生協組合員が指定する口座から生協の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法この場合は、生協が指定した様式によりあらかじめ生協に申し出ていただきます。

(2) 生協組合員が料金を支払期日に（1）イの方法で支払われない場合は、生協が指定する方法で支払うものとします。ただし、この場合には、必要な手数料は組合員負担とします。

20 遅延手数料

約款 18（3）（4）で定めた支払期日のいずれにおいても料金の支払い不履行が発生した場合、生協は、生協「商品代金受け払い規則」第 7 条 2 項に定める遅延手数料を請求します。

V 使用および供給

21 需要場所への立ち入りによる業務の実施

一般送配電事業者、CWS、またはこれらの者から委託を受けた事業者（いずれもその職員ないし従業員を含む）は、次の業務を実施するため、生協組合員の承諾を得て生協組合員の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、生協組合員は、立入を拒絶できる正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾したものとみなします。また、立ち入りをしようとする者が、生協組合員から求められたときは、所定の証明書を提示するものとなります。

- (1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査。
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要な生協組合員の電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認。
- (3) 計量値の確認。
- (4) 約款 23（供給の停止）、31（需給契約の終了）（2）、または 33（解約等）により必要な処置。
- (5) その他約款によって、電気需給契約の成立、もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務。

22 電気の使用にともなう生協組合員の協力

- (1) 生協組合員の電気の使用が、次の原因で他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、生協組合員の負担で、必要な調整装置または保護装置または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合。 ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合。 ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合。 ホ その他イ、ロ、ハ、またはニに準ずる場合

- (2) 生協組合員が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1) に準ずるものとします。

23 供給の停止

- (1) 生協組合員が次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により、組合員へあらかじめ通知することなく、電気の供給を停止されることがあります。

イ 生協組合員の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ 生協組合員の需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ 一般送配電事業者以外の者が需要場所における一般送配電事業者の供給設備と 組合員の電気設備との接続を行った場合

(2) 生協組合員が次のいずれかに該当し、一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合に一般送配電事業者から電気の供給を停止させることがあります。

イ 生協組合員の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の付加設備によって電気を使用された場合

24 供給停止の解除

約款 23（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、生協組合員がその理由となった事実を解消したときは、一般送配電事業者はすみやかに電気の供給を再開します。

25 供給停止期間中の料金

約款 23（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、生協は、約款 17（料金の算定）（3）イの日割計算によらず、最低料金を申し受けます。

26 違 約 金

(1) 生協組合員が約款 23（供給の停止）（2）ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で一般送配電事業者により決定された期間といたします。

27 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 次の場合には、一般送配電事業者より、電気の供給を中止し、または生協組合員に電気の使用を制限し、もしくは中止されることがあります。

イ 一般送配電事業者の供給設備（一般送配電事業所が使用权を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ 一般送配電事業者の供給設備（一般送配電事業所が使用权を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、一般送配電事業者は、あらかじめその旨を公告その他によって生協組合員にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

28 損害賠償の免責

(1) 約款 27（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、また

は電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが CWS の責めとならない理由によるものであるときには、CWS は、組合員の受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (2) 約款 23（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または約款 33（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には、CWS は、生協組合員の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが CWS の責めとならない理由によるものであるときには、CWS は、生協組合員の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 天候、天災、戦争、暴動等不可抗力（以下「非常変災等」という。）によって生協組合員が損害を受けた場合、CWS はその損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により被った生協組合員の損害について、CWS は賠償の責めを負いません。

29 設備の賠償

生協組合員が故意または過失によって、一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合 修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約変更および終了

30 名義の変更

相続その他の原因によって、新たな生協組合員が、それまで電気の供給を受けていた生協組合員の CWS に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きを経ることを条件に、当該権利義務関係を承継することができます。この場合には、原則として CWS 所定の様式によって届出をしていただきます。

31 需給契約の終了

- (1) 生協組合員が電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、廃止期日の 15 日前までに CWS に通知していただきます。CWS は、原則として、組合員から通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。なお、かかる通知は、所定の様式に従った届出による必要があります。
- (2) 需給契約は、約款 33（解約等）および次の場合を除き、組合員が CWS に通知された廃止期日に終了いたします。
 - イ CWS が組合員の廃止通知を廃止希望日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日から 15 日経過後に需給契約が終了したものといたします。
 - ロ CWS の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

32 開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算

生協組合員が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合、または契約容量もしくは契約電力を増加された後に、1年未満で電気需給契約を終了する場合において、CWS が託送供給約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算または工事費の精算を求められる場合は、その精算金を生協組合員に支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

33 解約等

生協組合員が次のいずれかに該当する場合には、CWS はその生協組合員について電気需給契約の解約をすることができます。なお、CWS は 15 日前までに解約通知を行ったうえで、契約を解約いたします。

- (1) 生協組合員が料金およびその他の支払債務（延滞利息、事務手数料、違約金、工事費負担金その他約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払期日を 30 日経過してなお支払われない場合
- (2) 生協組合員が他の小売電気事業者との需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金支払期日を経過してなお支払われない場合
- (3) 約款 23（供給の停止）によって電気の供給を停止された生協組合員が、CWS の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合。
- (4) 生協組合員が、約款 30（需給契約の終了）（1）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合。
- (5) 生協組合員がその他約款に違反した場合。
- (6) 生協組合員が、約款によって支払いを要することとなった料金およびその他の支払債務以外の生協が提供する商品およびサービスの料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

34 需給契約終了後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

VII 供給方法および工事

35 需給地点および施設

電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、託送供給約款における供給地点といたします。

36 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の２次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて一般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、計量器の情報等を伝送するために一般送配電事業者が生協組合員の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお、次の場合には、生協組合員の所有とし、生協組合員の負担で取り付けいただくことがあります。

イ 生協組合員の希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の２次配線等で、一般送配電事業者規格以外のケーブルを必要とし、または生協組合員の希望により特に長い配線を必要とするため費用を要する場合

(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、生協組合員と一般送配電事業者との協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、生協組合員の希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、生協組合員と一般送配電事業者との協議により、あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なうていただくことがあります。

(3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、生協組合員から無償で提供していただきます。また、(1)により生協組合員が施設するものについては、一般送配電事業者が無償で利用できるものといたします。

(4) 一般送配電事業者は、計量器の情報等を伝送するために生協組合員の電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で利用できるものといたします。

(5) 生協組合員の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、生協組合員に実費相当額を支払っていただきます。

VIII 工事費の負担

37 供給設備の工事費負担金

生協組合員が新たに電気を使用される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、または生協組合員の希望によって供給設備を変更する場合において、CWS が託送供給約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、生協組合員にその負担金を支払っていただきます。

38 需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合の費用の申し受け

供給設備の一部または全部を施設した後、生協組合員の都合によって受給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合は、一般送配電事業者から請求された費用を生協組合員に支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであって

も、測量監督等に費用を要した時は、その実費を支払っていただきます。

IX 保安

39 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物についての保安の責任は、一般送配電事業者が負います。

40 調査

(1) 法令で定めるところにより、組合員の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかの調査は、一般送配電事業者が実施いたします。

なお、組合員のお求めに応じ、一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点検

(3) 一般送配電事業者は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、組合員にお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

41 調査等の委託

(1) 一般送配電事業者は、約款40（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

(2) 一般送配電事業者は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、組合員にお知らせいたします。

42 保安等に対する組合員の協力

(1) 次の場合には、生協組合員からすみやかにその旨を一般送配電事業者および CWS に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者および CWS は、ただちに適切な処置をいたします。

イ 生協組合員が、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ 生協組合員が、組合員の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) 組合員が、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者が適当な処置をいたします。
- (3) 組合員が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合には、その内容を生協および一般送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を生協および一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、生協または一般送配電事業者は、組合員にその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) CWSまたは一般送配電事業者は、必要に応じて、需給の開始に先だち、開閉器の操作方法等について、組合員と協議を行ないます。

X その他

45 管轄裁判所

生協組合員との電気需給契約に関する一切の紛争については、奈良地方裁判所を専属の第一審管轄裁判所とします。

46 電気供給約款の変更

CWS は、書面、電子メール、ホームページでの閲覧など CWS が適当と判断する方法により生協組合員に通知した上で、約款を変更することがあります。この変更に異議のある生協組合員は、通知を受領してから 30 日以内に CWS に通知していただくことで、契約期間満了前であっても契約を解除することができます。生協組合員が上記期限までに需給約款の変更に異議を述べない場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款を適用するものとします。

47 約款の実施期日

約款は 2025 年 11 月 1 日より施行するものとします。

別紙 1

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

$$\text{燃料調整単価} = (27,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times (2)\text{基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回る場合

$$\text{燃料調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100\text{円}) \times (2)\text{の基準価格} / 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用するものとし、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 30 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から翌年の 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から翌年の 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から翌年の 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

(税込)

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

別紙 2

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 12 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その 1 月の使用電力量に (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

3 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、過去の使用電力量により、使用電力量を算定いたします。

具体的には次のいずれかによって算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

(前月または前年同月の使用電力量/前月または前年同月の料金の算定期間の日数)

× 協定の対象となる期間の日数

ロ 前 3 月間の使用電力量による場合

(前 3 月間の使用電力量/前 3 月間の料金の算定期間の日数) × 協定の対象となる期間の日数